

仕様書

1. 件名

令和 11 年度分(2029 年度分)今治市クリーンセンター余剰電力（非 FIT 分）の容量
価値売却

2. 概要

令和 11 年度に今治市クリーンセンターで発生した余剰電力のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)相当及び自己託送電力を除いた容量価値を売却する。なお、当該価値は容量市場における発動指令電源の構成電源とする。

3. 履行場所

愛媛県今治市町谷甲 3 9 4 番地 今治市クリーンセンター

4. 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

5. 売却期間

令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

6. 接続電力系統

四国電力送配電株式会社

7. 供給電気方式

- (1)供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- (2)標準電圧 6. 6kV
- (3)標準周波数 60Hz
- (4)供給最大電力 1, 990kW

8. 発電設備

再エネ特措法第 6 条に規定される認定発電設備である。

- (1)設備名称 今治市クリーンセンター発電所
- (2)設備 ID R633129G38
- (3)発電事業者 今治市
- (4)設備区分 バイオマス発電設備
- (5)設備認定日 平成 28 年 3 月 23 日

(6) 最大出力 3,800kW

9. 自己託送を実施する施設及び自己託送電力量の上限

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 今治市下水浄化センター | 160kW |
| (2) 片山水源地 | 40kW |
| (3) 高橋浄水場 | 100kW |

10. 供給力の提供

- (1) 実需給年度において、受注者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への応札を通じて、適切に提供する。
- (2) 受注者からの発動指令概要は以下のとおりとする。
- (ア) 年間発動回数＝12回(1日の上限は1回)
 - (イ) 発動指令＝応動の3時間以上前
 - (ウ) 継続時間＝3時間(土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～20時の間)

11. 施設の操業について

一般廃棄物の処理を優先するため発動指令が発令されたことを理由に場内使用電力の削減や発電量増の操作、自己託送量の変更などの特別な対応は行わないものとする。なお、容量市場への供給力提供に関する一切の損害(実効性テスト及び実需給中の契約容量未達によるペナルティ請求を含む)は受注者が負担すること。ただし、発注者の設備の大幅な変更や発注者の故意、重過失等やむを得ない事由がある場合を除く。

12. 実効性テストへの参加

発注者及び受注者は、令和9年度に実施する実効性テストに参加し、その実効性テストの実績について相互に確認する。

実効性テストの発動要請の概要は、以下の通りである。

- (1) 年間発動回数：最大3回
- (2) 発動対象期間：夏季(7月1日から9月末日まで)及び冬季(12月1日から2月末日まで)
- (3) 発動要請：応動の3時間以上前
- (4) 継続時間：3時間以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～20時の間)

13. その他

(1) 容量市場への参加

発注者と受注者は、電力広域的運営推進機関が定める時点において、発注者の施

設から逆潮流する電気の容量を安定的なものとして供給計画に計上できないこと
もしくは安定的に供給できるものとして計上できる容量が1, 000kW未満であ
ることを確認し、発注者は施設から逆潮流する電気を購入する小売電気事業者等
にもその旨を通知する必要があることを確認する。

(2) 容量市場に参加する電力

本業務で容量市場に参加する電力は、余剰電力全体から「再生可能エネルギー電
気の利用の促進に関する特別措置法」第2条第3項第5号に定めるバイオマス電
力及び自己託送電力を除いた電力であり、非バイオマス電力は四国電力送配電株
式会社より通知される。

(3) バイオマス上限比率

バイオマス上限比率は64%で設定済みである。バイオマス上限比率の変更は、
原則行わない。ただし、やむを得ない事情により変更を希望する場合は、契約容量
の算定への影響を踏まえ、発注者と受注者で協議を行う。

(4) 電力の増減

予定電力は、バイオマス比率、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態
または故障等により変動する可能性があるが、発注者はその予定電力に拘束される
ものではなく、何らの責務を負うものではない。ごみ処理を最優先とするため、発
動指令に対して、送電電力増の操作を行う等の対応はしないものとする。

(5) 定期点検による発電設備の停止

仕様書【資料4】【資料5】のとおり

※全炉(2炉)停止 11月に7日間から14日間程度

これらの期間は設備の点検内容により変わるため実需給年の前年に決定する。
点検の期間について受注者の意向は考慮しない。

(6) 計測装置等の設置

発注者は、受注者が電力量等を計測するために計測装置等を設置する場合は、協
力するものとする。ただし、装置設置に要する費用、電気代等については受注者が
負担するものとする。

(7) 契約内容の変更

契約容量の変更については原則として実施しない。ただし、発注者の設備の大幅
な変更や発注者の故意、重過失等やむを得ない事由がある場合には受注者は契約

容量の変更を申し出ることができるものとする。

発注者及び受注者は契約容量を含む契約内容の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手側にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(8) 協議

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により定めることとする。

1 入札金額の算定条件

今回の入札金額は、令和 11 年度分容量市場（発動指令電源）への参加に伴う今治市への報酬額【円】（税抜き）とする。

ただし、算定条件は、以下のとおりとする。

(1) 令和 11 年度における売電状況は、令和 7 年度と同様とする。

（令和 7 年度における 30 分ごとの売電量は、仕様書【資料 1】及び【資料 2】のとおり）

(2) 約定価格は四国地区の 12,388 円/kW とする。

(3) 報酬算定に用いる容量は 273 kW あたりの金額とする。（契約容量を制限するものではない。）

(4) 発動指令電源の調整係数は容量市場メインオークション約定結果（対象実需給年度：2029 年度）のものとする。

(5) バイオマス比率上限は、64% とする。

（令和 7 年度における各月ごとのバイオマス比率は、仕様書【資料 3】のとおり）

(6) 通常、発注者が売電をおこなう際に必要となる計測装置以外の、容量市場の参加に必要な計測装置、装置の設置、システムの導入、実効性テストに関する費用等、すべての費用は受注者の負担とし、取り付けの際は、施設の運転と送電に影響のないようにすること。

(7) ペナルティが発生した場合、それによる減額分については、受注者の負担とする。
そのため、収入からペナルティ等のリスク分や収益・経費等分を減じたものを報酬額とする。

(8) 入札後、発注者と受注者の間で、実効性テストの結果の平均を基に契約容量について協議し、必要に応じ、契約容量を改定。これに伴い、下記に示す方法による計算にて算出する契約総額を改定する。

2 契約総額

実際の契約総額については、以下の式で計算される額とする。

$$\text{契約総額} = 273 \text{ kW} \times \text{入札金額} \times \frac{\text{実効性テスト後に決定する契約容量【kW】}}{\text{報酬額算定の際に用いる容量 273【kW】}} \\ \times \text{発動指令電源の調整係数} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税率})$$

入札金額【円/kW】 = 約定単価【円/kW】 × 配分率(%)

(計算後 1 円未満を切り捨てて算出する。)